

## 【契約書別紙】

### 【事業の目的】

特別養護老人ホーム第二慈母園は、介護保険法、老人福祉法及び関係諸法令に基づき利用者の意思及び人格を尊重し、利用前の生活と利用後の生活が連続したものとなるように配慮し、家庭的な環境を提供する。利用者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活が営むことができるよう、多職種が共同して支援する。また、施設も地域社会の一部として機能し、あらゆる情報を利用者へ提供することで、利用者個人は、社会の一員であることを自覚して頂けるよう支援する。

### 【当施設の運営方針】

1. 本事業において提供する施設内介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2. 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画（ケアプラン）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する
3. 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。
6. 介護計画（ケアプラン）が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを実施する。

○ 担当者（職種等） 生活相談員

氏名 安下 恵造 連絡先 0745-75-8888

○ 短期入所生活介護の内容

ご利用場所 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2091番地の1  
特別養護老人ホーム第二慈母園

ご利用期間 ①           年           月           日から           年           月           日  
②           年           月           日から           年           月           日  
③           年           月           日から           年           月           日  
④           年           月           日から           年           月           日  
⑤           年           月           日から           年           月           日  
⑥           年           月           日から           年           月           日

入所時間：ご利用開始日の（     ：     ）

退所時間：ご利用終了日の（     ：     ）

ご利用可能設備等	居室 定員4名、居室の面積 約43㎡(1人当りの面積10.75㎡) 定員2名 居室の面積 約25㎡(1人当りの面積12.5㎡) 定員1名 居室の面積 12.87㎡ 食堂 機能訓練コーナー 医務室 浴室(普通浴槽・特殊浴槽)
定員	10名
実施地域	原則として斑鳩町(ただし、必要な場合はこの限りではありません)
食事	朝食 8:00～9:00 昼食 11:45～12:45 夕食 18:00～19:00 原則、2階の食堂にておとりいただきます。
入浴	原則として、週に最低2回入浴していただけます。 ただし、状態に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。
介護	ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。 ・着替え介助 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・施設内の移動の付添い ・体位変換 ・シーツ交換 等
機能訓練	2階の機能訓練コーナーにて機能回復訓練を行います。
レクリエーション・・・	詳しくは月間予定表をご覧ください。
健康管理	短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。 またご利用期間中、健康状態に変化があればご連絡をとりながら対応させていただきます。
理美容	月に1回、理容師の出張による理髪サービスを実施しております。料金は別途かかります。

※なお、以上の提供するサービスについては、第三者評価は受けておりません。

○ 職員の配置状況

令和6年12月1日現在

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（特別養護老人ホームと兼務）

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	配 置 数	指 定 基 準
1. 施設長（管理者）	1（兼務）	1 名(兼務可)
2. 生活相談員	1	1 名
3. 介護支援専門員	1	1 名(兼務可)
4. 介護職員	17(常勤換算)	17 名
5. 看護職員	2（常勤換算）	2 名
6. 機能訓練指導員	－（兼務）	1 名(配置可)
7. 医師	2日(PM)／週	必要数
8. 栄養士	1（兼務）	1 名(兼務可)

※ 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

※ 4. 5の職員の和が定員の1/3を下回らない人数を配置します。

〈配置職員の職務内容〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

3名の利用者に対して1名の介護職員(看護婦を含む)を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。2名以上の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

看護師等が兼務しております。

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員等が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の医師（嘱託医）を配置しています。

○ 利用料

お支払いいただく料金の単価は下記のとおりです。また、栄養管理相当分等については介護報酬の告示上の額が加算されます。なお、下記料金の内、介護保険適用時の1日あたりの自己負担額は1割負担の場合です。2割負担は2倍、3割負担は3倍になります。

① 基本料金

1) 多床室の場合

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額	滞在費	自己負担額 合 計
要支援1	4,587円	459円	915円	1,374円
要支援2	5,706円	571円		1,486円
要介護度1	6,133円	614円		1,529円
要介護度2	6,835円	684円		1,599円
要介護度3	7,577円	758円		1,673円
要介護度4	8,289円	829円		1,744円
要介護度5	8,991円	899円		1,814円

2) 従来型個室の場合

	1日あたりの 利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額	滞在費	自己負担額 合 計
要支援1	4,587円	459円	1,231円	1,690円
要支援2	5,706円	571円		1,802円
要介護度1	6,133円	614円		1,845円
要介護度2	6,835円	684円		1,915円
要介護度3	7,577円	758円		1,989円
要介護度4	8,289円	829円		2,060円
要介護度5	8,991円	899円		2,130円

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。

その場合は一旦1日あたりの利用料を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。

サービス提供証明書を後日、保険者（斑鳩町等）の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

② 食費

1食あたり 朝食＝¥225、 昼食＝¥680、 夕食＝¥640

（令和7年6月1日現在）

ただし、上記金額は変更する事があります。

③ 送迎代

片道

- ・斑鳩町にお住まいの方

町内全域・・・・・・・・・・¥188

※国基準額の1割の額：基準改定に伴い変更が有ります。

※特別な事情がある場合介護保険給付の適用を受けることができる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

- ・斑鳩町外にお住まいの方

事業所の実施地域を越える地点から片道5km未満1回につき・・・・・・・・・・¥800

事業所の実施地域を越える地点から片道5km以上1回につき・・・・・・・・・・¥1,200

④ その他の料金

特別食、行事参加費、理美容費、複写物の交付・・・等は別途料金がかかります。

○ 短期入所生活介護ご利用の中止

① 利用開始予定日以前の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

①入所日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
②入所日の前日午後5時までにご連絡がなかった場合	1日の利用料の全額

② 利用期間中の中止及び緊急時の対応方法

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・ 利用者が中途退所を希望した場合
- ・ 入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

また、料金は退所日までの日数を基準に計算します。

緊 急 連 絡 先		
①	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
②	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	
主 治 医		
	病院または診療所名	
	医師名	
	住所	
	電話番号	

○ 相談、要望、苦情等の窓口

短期入所に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

<p>☆ サービス相談窓口☆          電話番号：0745-75-8888 担当者名：安下 恵造・稲垣 育美          (受付時間 月～日曜日 9:00～17:00)</p>
---

行政機関その他苦情受付機関

斑 鳩 町 長 寿 福 祉 課	所 在 地 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3-7-12 電 話 番 号 0745-74-1001
奈良県国民健康保険団体連合会	所 在 地 奈良県橿原市大久保町302-1 電 話 番 号 0744-21-6822 0120-21-6899
奈良県運営適正化委員会 (奈良県社会福祉協議会地域福祉課第2係)	所 在 地 奈良県橿原市大久保町320-11 電 話 番 号 0744-29-0100

○ 事故発生時の対応

ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかにご利用者のご家族、系の居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）、また市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○ 非常災害時の対策

非常災害（地震、火災等）が発生した場合は、人命救助を第一に対策を講じます。また、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとし、可能な限り関係各署に協力を依頼するとともに、災害状況の把握に努め、引き続き適正な措置を行い安全確保に努めます。

○ 虐待防止対策について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとする。

（１） 虐待防止のための指針の整備

（２） 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

（３） 従事者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施。

（４） 前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

○ ハラスメント対策について

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従事者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

○ 感染症まん延防止について

事業所は、すべての従事者に対し、健康診断を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないよう、必要な措置を講じるものとする。

事業者 社会福祉法人壺阪寺聚徳会  
〈事業者名〉 特別養護老人ホーム第二慈母園（指定番号：奈良県）2971600057  
〈住所〉 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺2091番地の1

生活相談員

〈説明者職氏名〉 安下 恵造 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

〈利用者氏名〉 印

私は本人に代わり署名致しました。

〈保証人氏名〉 印